

2015年11月30日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」に対するコメント

1. 当委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）の公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「本 ED」という。）に対してコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、IASB が首尾一貫した概念に基づいた基準を開発する際に、「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）が IASB にとって重要な役割を果たすべきであると考えており、「概念フレームワーク」を改善しようとする IASB の努力に高い敬意を表す。また、我々は、高品質な「概念フレームワーク」の開発は、IASB が、IFRS に従って財務諸表を作成する企業が有用な財務情報を提供することに寄与する基準を適切に開発又は改訂するにあたり不可欠であると考えている。
3. 我々は、本 ED の提案を検討するために非常に多くの時間を費やし、国際会議への参加やペーパーの公表¹を通じて、我々の見解を共有してきた。加えて、我々は、可能な限り多くの関係者の見解を本レターに反映するため、我が国の市場関係者に対して ASBJ の「意見募集」（以下「ASBJ の意見募集」という。）を公表した。我々は、寄せられた見解のうち本レターの本文に反映しなかったものを本レターの別紙 II に要約している。
4. 本 ED へのコメントとして、まず、我々は、基準設定主体の立場として、IASB が「概念フレームワーク」の主たる役割は首尾一貫した概念に基づく基準を開発する際に IASB を支援することであることを明確にすべきであると考えている。我々は、文書の性格を明確にすることは、「概念フレームワーク」に何を記述すべきかを決定する際に極めて有用と考えている（本レターの第 152 項を参照）。
5. 「概念フレームワーク」は、IASB が首尾一貫した概念に基づく基準を開発するのを支援するように設計されるべきであるとの見解を基礎として、本レターで提案しているさまざま

¹ 我々は、以下を含めてペーパーを公表した。

- ・ 2013年12月の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議に提出したペーパー「純損益/その他の包括利益及び測定」
- ・ 2014年5月に公表したショート・ペーパー・シリーズ第1号「OCIは不要か」
- ・ 2015年3月のASA会議に提出したペーパー「測定基礎の識別、記述及び分類」
- ・ 2015年3月のASAF会議に提出したペーパー「会計基準設定における『企業の事業活動の性質』の役割」
- ・ 2015年11月に公表したショート・ペーパー・シリーズ第2号「概念フレームワークにおける認識規準」

なコメントのうち、我々は、次の点について強調したい。

(1) 純損益及びその他包括利益 (OCI) のリサイクリング (本 ED の第 7 章)

我々は、「純損益」は、財務諸表の目的を満たすにあたり非常に重要であり、財務諸表の構成要素の一つとして定義すべきであると考えている。我々は、本 ED における提案を利用しつつ、純損益を次のように説明することを提案する。

純損益は、企業が実施した事業活動によって自らの経済的資源に対して得た当期中のリターンを描写するものである。

- ① リターンは、企業の事業活動の性質を踏まえて投資した当初の時点で期待したリターンが得られることに関する不確実性が不可逆となるか又は不可逆とみなされるところまで減少した時点において描写される。
- ② 純損益は、全会計期間の純損益の累計額が全期間のキャッシュ・フローの累計額と一致するように、包括的 (all-inclusive) でなければならない。

さらに、我々は、OCI を将来において例外なくリサイクリングすべきであることを示すように、本 ED の 7.23 項から 7.27 項を修正することを提案する (本レターの第 122 項から第 144 項を参照)。

(2) 測定基礎の選択 (本 ED の第 6 章)

我々は、適切な測定基礎の選択は、会計期末日における「財政状態」の報告の目的と、会計期間における企業の「財務業績」の報告の目的の両方にとって、非常に重要であると考えている。このため、我々は、これらの 2 つの異なる目的に留意しつつ、目的適合的な測定基礎の選択に関して記述する本 ED の 6.54 項を修正することを提案する (本レターの第 82 項から第 110 項を参照)。

(3) 認識規準 (本 ED の第 5 章)

我々は、本 ED において提案された認識規準は柔軟的すぎると考えており、「蓋然性規準」を、「概念フレームワーク」における認識規準の一部としてより堅牢に記述することを提案する (本レターの第 60 項から第 66 項を参照)。

6. ASBJ の意見募集に対して寄せられたフィードバックによると、当該 3 つの論点が、IASB の再審議プロセスで対処すべき最も重要な論点として、回答した市場関係者のほとんどすべて (財務諸表利用者、作成者及び監査人を含む。) より識別されている。

7. 本 ED における個別の質問に対するコメントについては、本レターの別紙 I をご参照いただきたい。

8. 当委員会のコメントが IASB による今後の検討に役立つことを期待している。ご質問があれば

ば、ご連絡いただきたい。

小野 行雄

企業会計基準委員会 委員長

本公開草案における個別の質問への回答

第 1 章及び第 2 章——一般目的財務報告の目的及び有用な財務情報の質的特性

質問 1——第 1 章及び第 2 章の変更案

以下の提案を支持するか。

- (a) 財務報告の全体的な目的の議論の中で、企業の資源に係る経営者の受託責任を評価するために必要とされる情報を提供することの重要性をもっと強調すること
- (b) 慎重性の概念（不確実性の状況において判断を行う際の警戒心として記述）への明示的な言及を再び導入し、慎重性は中立性を達成する上で重要である旨を記述すること
- (c) 忠実な表現は、単に経済的現象の法的形式を表現するのではなく、経済的現象の実質を表現するものである旨を明示的に記述すること
- (d) 測定の不確実性は財務情報の目的適合性を低下させる可能性のある 1 つの要因であり、測定の不確実性のレベルと情報の目的適合性を高める他の要因との間にトレード・オフがある旨を明確化すること
- (e) 引き続き、目的適合性と忠実な表現を有用な財務情報の 2 つの基本的な質的特性として識別すること

賛成又は反対の理由は何か。

受託責任

9. 我々は、財務報告の目的の中で、企業の資源に係る経営者の受託責任を評価するために必要とされる情報を提供することの重要性をより強調しようとする IASB の提案を支持する。本 ED の BC1.9 項に記載のとおり、我々は、一部の情報（経営者報酬に関する情報を含む。）は、受託責任を評価する際には重要かもしれないが、将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価する際にはさほど重要性でないかもしれないと考える（ただし、そのような情報は稀であろう）。したがって、我々は、本提案によって、こうした空白が埋められ、一般目的財務報告の目的に関する記述が改善されると考えている。なお、ASBJ の意見募集に対して寄せられたフィードバックによると、回答した市場関係者のほとんどすべて（財務諸表利用者、作成者及び監査人を含む。）がこの見解を共有している。

10. さらに、我々は、経営者の受託責任の評価に資する情報を提供すること自体が、財務報告

の目的とは考えていない。これは、我々は、経営者の受託責任に関する情報は、投資の購入/売却/保有を行うか、あるいは、融資やその他の信用供与を行うか/止めるかの意思決定（とりわけ、投資を「保有」するかどうか及びどのように「保有」するか意思決定）に用いられる情報の一部を形成すると考えているためである。

慎重性

（注意深さとしての慎重性）

11. 我々は、不確実性の状況において判断を行う際に警戒心を行使すること（概念 ED では「注意深さとしての慎重性」と言及されている）として、慎重性の概念を概念フレームワークに再導入し、慎重性は中立性を達成する上で重要である旨を記述するという IASB の提案を支持する。なお、ASBJ の意見募集に対するフィードバックによると、回答した市場関係者のほとんどすべて（財務諸表利用者、作成者及び監査人を含む。）がこの見解に同意している。

12. IASB が 2010 年に「概念フレームワーク」から「慎重性」という用語を削除して以降、当該用語の理解が関係者によって異なっていた。我々は、「慎重性」という用語が、次の異なる文脈において議論されてきたと理解している。

- (1) IASB による会計基準の開発
- (2) 企業による会計方針の選択
- (3) 企業による会計方針の適用

13. 「概念フレームワーク」に「慎重性」の概念を復活させ、本 ED の 2.18 項において慎重性は「不確実性の状況下で判断を行い際に警戒心を行使すること」を指す旨を明確にすることにより、我々は、当該用語の意味が上記の(3)の文脈の中で明確化され、基準開発プロセスにおける議論において混乱を回避することに役立つと考えている。加えて、本 ED では、慎重性の行使は、資産及び負債（あるいは収益及び費用）の過大表示や過小表示を認めるものではないことを明確化することを提案しているため、我々は、提案されている「慎重性」の概念が、「中立性」の概念との不整合を生じさせるとは考えていない。

（非対称性としての慎重性）

14. 一方、我々は、（本レターの第 12 項(1)に対応する）「非対称性としての慎重性」を結論の根拠（BC）においてのみ議論することを提案していることについて、本 ED に同意しない。我々は、「概念フレームワーク」の第 2 章「有用な財務情報の質的特性」において、非対称性としての慎重性について議論すべきではないという IASB の見解に反対しない。しかし、BC においても説明されているとおり、我々は、「非対称性としての慎重性」の概念が、基準開発プロセスにおいて適用可能であり、また、重要であると考えている。これは、「非対称性としての慎重性」の概念の適用には、企業が財務報告において楽観的な仮定を使用

する可能性があるという傾向を和らげる効果があるとされているためである。

15. したがって、我々は、「非対称性としての慎重性」の概念を第5章「認識及び認識の中止」及び第6章「測定」において明示的に記述することを提案する（ただし、当該用語を使用すること自体は提案していない）。我々の具体的な提案については、本EDの質問6に対する我々のコメントを参照していただきたい。なお、ASBJの意見募集に対するフィードバックによると、財務諸表利用者がこの見解を共有している。

形式に対する実質の優先

16. 我々は、忠実な表現は、単に経済的現象の法的形式を表現するのではなく、経済的現象の実質を表現するものである旨（「形式に対する実質の優先」と呼ばれることが多い）を明示的に記述するというIASBの提案に同意する。なお、ASBJの意見募集に対するフィードバックによると、回答した市場関係者の多く（財務諸表作成者及び監査人を含む。）がこの見解を共有している。

17. 我々は、多くの場合、法的形式が経済的現象の実質を表現するものの、法的形式が必ずしも経済的現象の実質を表現しない場合があると考えている。そのような場合、一般目的財務報告の目的（それは、企業の経済的資源及び報告企業に対する請求権に関する情報、及び、報告企業の経済的資源及び請求権を変動させる取引その他の事象の影響に関する情報を提供することである。－「概念フレームワーク」の1.12項を参照）を達成するために、我々は、法的形式の表現より、経済的現象の実質を表現することが優先されるべきと考えている。

測定の不確実性の影響

18. 我々は、測定の不確実性は、財務情報の目的適合性を低下させうる1つの要因である旨を明確化しようとするIASBの提案に同意しない。むしろ、我々は、測定の不確実性を、経済現象が忠実に表現されるかどうか、その場合、どのように表現されるかに影響を及ぼす要因の1つとして説明することを提案する。なお、ASBJの意見募集に対するフィードバックによると、回答した市場関係者の一部（財務諸表作成者を含む。）がこの見解を共有している。

19. 我々は、測定の不確実性は、ある資産又は負債の測定値が直接には観察できず、見積りが必要な場合に生じると説明している本EDの2.12項を参照のうえ、当該結論に至っている。提案されている記述によると、重要な測定の不確実性が生じる場合には、異なる知識を有する独立した別々の観察者が合意に達しない可能性があるため（現行の「概念フレームワーク」のQC26項を参照）、我々は、測定の不確実性は、「検証可能性」の程度と関連すると考える。「概念フレームワーク」のQC26項において、「検証可能性」が、その情報が表

示しようとしている経済現象を忠実に表現していることを利用者に確信させるのに役立つものと説明されていることを踏まえると、我々は、測定の不確実性は、経済的現象を忠実に表現しうるかどうか、その場合、どのように表現しうるかに影響を及ぼす要因として捉えるべきであると考えている。

20. 前項で提案したように測定の不確実性の影響を認識するように本 ED を再構成する場合、「概念フレームワーク」は、測定の不確実性のレベルと情報の目的適合性を高める他の要因との間におけるトレード・オフ関係ではなく、「目的適合性」の概念と「忠実な表現」の概念の間の生じ得るトレード・オフ関係を実質的に認識することができる。
21. この明確化により、我々は、本 ED において、多くの利害関係が重要と考えている「目的適合性」と「信頼性」との間のトレード・オフ関係が実質的に再導入されるものと考えている。我々は、こうした記述は生じ得るトレード・オフ関係をより適切に反映することになると考えている。例えば、資産又は負債の評価において観察不能なインプット（例えば、IFRS 第 13 号「公正価値測定」において定義されているようなレベル 3 のインプット）を使用することは、目的適合的な情報の提供に貢献すると考えられる場合でも、検証可能性の程度が相対的に低いため、それが価値を忠実に表現することが困難になるかもしれない。

信頼性

22. 我々は、IASB が質問 1(b)、(c)、及び(d)に対する我々のコメントに同意することを前提として、引き続き、目的適合性と忠実な表現を有用な財務情報の 2 つの基本的な質的特性として識別しようとする IASB の提案に反対しない。これらの提案により、我々は、「概念フレームワーク」において「信頼性」という用語を再導入することなく、関係者から示された懸念に効果的に対処されるものと考えている。なお、ASBJ の意見募集に対するフィードバックによると、回答した市場関係者の多く（財務諸表作成者及び監査人を含む。）がこの見解を共有している。
23. また、我々は、「目的適合性」の概念は相当の程度の判断が要求されるため、異なる関係者により異なる解釈がなされるおそれがある旨について付記する。このため、我々は、当該概念に依拠するのではなく、IASB が、各々の文脈の中で「目的適合性」が何を意味するのかを明確にする、より具体的な概念を使用する（認識規準の文脈における「蓋然性規準」など）ように努めることを提案する。

その他のコメント

24. 本 ED の具体的な質問に対するコメントに加えて、我々は、IASB が「概念フレームワーク」の第 2 章あるいは第 3 章において、財務諸表の文脈の中での「検証可能性」の概念の重要

性を強調することを提案する。我々は、「検証可能性」は、財務情報を全体として有用とするための不可欠な特性ではないことに同意する。これは、「財務情報」という用語は、財務諸表において表示される財務情報、他の手段により提供される財務情報及び説明を包含するものであり、財務報告書のどこか他の場所に含まれる将来予測的な財務情報は、将来期間が到来するまで検証することは困難なためである。しかし、我々は、「検証可能性」は財務諸表において表示される財務情報の「信頼性」を向上させるのに役立つことになることから、これは財務諸表に含まれる財務情報にとって非常に重要な特性であると考えている。

第3章——財務諸表と報告企業

質問2——報告企業の境界の記述

以下に同意するか。

(a) 3.11 項から 3.12 項における報告企業の記述の提案

(b) 3.13 項から 3.25 項における報告企業の境界の議論

賛成又は反対の理由は何か。

本 ED の 3.9 項に関する修正提案

25. 本 ED の 3.9 項は「財務諸表は、投資者、融資者又は他の債権者の特定の集団の視点からではなく、企業全体の視点から作成される」としている。本 ED の結論の根拠における記載を考えた場合、我々は、この項が、次のいずれを論じようとしているのか不明確であると考えている。

(1) 企業が所有者から分離した実体を有するものとして取り扱われるべきかどうか

(2) 連結財務諸表を作成する視点

そのため、我々は IASB の意図を明確化するようにこの項の記述を修正すべきと考えている。以下の各項では、前項に記載した各論点に関する我々の見解を説明する。

企業が所有者から分離した実体を有するものとして取り扱われるべきかどうか

26. まず本レターの第 25 項(1)について、本 ED の BC3.3 項では、本 ED の 3.9 項は現行の「概念フレームワーク」の BC1.8 項における IASB の理由付けと整合的であるとされている。現行の「概念フレームワーク」の BC1.8 項では次のように述べている。「今日の事業の大多数は、組織の法的形態、多数の有限責任投資家、所有者とは別個の職業的経営者などに

より、所有者から分離した法的実体を有している。したがって、当審議会は、財務報告はこの分離を会計処理によって反映すべきで、それは企業（並びにその経済的資源及び請求権）の会計処理によってであり、主要な利用者及び彼らの報告企業に対する持分の会計処理によってではないと結論を下した。」[強調を追加]。

27. しかし、我々は、本 ED の 3.9 項の文言案から現行の「概念フレームワーク」の BC1.8 項の結論を導き出すことは困難であると考えている。このため、この項で IASB がこの事項を論じることを意図しているのであれば、「企業が所有者から分離した実体を有するものとして作成される旨」を明確に記述するように本 ED の 3.9 項を修正すべきと考える。

連結財務諸表を作成する際に依るべき視点

28. 次に、本レターの第 25 項(2)について、我々は、本 ED の 3.9 項は、企業が自らの所有者から分離している実体を有していると仮定し、連結財務諸表を作成する際に使用すべき視点を説明するために記載されたのかもしれないと考えている。そうである場合には、我々は、本 ED の 3.9 項における連結財務諸表を作成する視点に関する記述は、財務報告をより有用にすることになるよう、修正すべきであると考えている。

29. 連結財務諸表を作成する視点について、我々は、最劣後の資本提供者（これは、従来型の株式会社の場合には、最劣後の資金提供者は親会社の普通株主であることから、以下ではこれを「親会社株主」と呼ぶ。）からの視点で作成すべきであると考えている。

これは、最終的なリスクを負担する親会社株主は、連結財務諸表の他の利用者よりも多くの情報を必要としていると推定されるので、これらの株主のニーズを満たす情報を提供することにより、一般的に、それ以外の利用者の情報ニーズが満たされると我々は考えているためである。

30. しかし、IASB が連結財務諸表を企業全体の視点から作成すべきであるとしても、親会社株主の情報ニーズに焦点を当てた情報を追加して提供することが必ずしも妨げられるべきではないと考えられる。

これは、現行の「概念フレームワーク」OB8 項及び本 ED 1.8 項（「IASB は、財務報告基準を開発するにあたって、主要な利用者の最大多数のニーズを満たす情報セットを提供することを目指す。しかし、共通の情報ニーズに重点を置くことは、報告企業が主要な利用者の中の特定の集団に最も有用となる追加的な情報を含めることを必ずしも妨げない。」）と整合的である。実際、IAS 第 33 号「1 株当たり利益」など一部の IFRS には、親会社株主の情報ニーズに焦点を当てた情報提供を求める要求事項が含まれている。

31. 以上を要約すると、我々の基本的な考え方は、連結財務諸表は親会社株主からの視点で作成するのが適切であるというものである。ただし、IFRS の個別基準には企業全体の視点

から作成されているように思われるものがあり、それらの個別基準がある程度関係者から支持されているという事実を踏まえ、IASB が引き続き、企業全体の視点から連結財務諸表を作成すべきと考える場合（これが本 ED における IASB の提案であると我々は理解している）、我々は、親会社株主のニーズに焦点を当てた情報を追加的に提供することの有用性について記載することによって、「概念フレームワーク」を改善することができると考えている。

32. 具体的には、我々は本 ED の 3.9 項を以下のとおり修文することを提案する。

3.9 財務諸表は、投資者、融資者又は他の債権者の特定の集団の視点からでなく、企業全体の視点から作成される。企業が所有者から分離した実体を有するという前提で作成される。また、財務諸表は企業全体の視点から作成されるが、それは最劣後の資本提供者のニーズに焦点を当てて追加的に情報を提供することを妨げるものでない。むしろ、そのような情報を提供することが必要又は適切な状況が存在する。（下線は追加、取り消し線は削除）

報告企業の定義

33. 本 ED の 3.11 項は「報告企業とは、一般目的財務諸表の作成を選択するか又は要求される企業である。」と提案している。我々は報告企業の定義案を支持する。これは、IASB には誰が一般目的財務諸表を作成しなければならないか又は作成すべきかを決定する権限はないと述べている本 ED の結論の根拠における記述に同意しているためである。

34. 前項で説明した我々の見解に従った場合、我々は、この報告企業の定義案は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」における連結財務諸表の作成に関する要求事項と不整合を生じることになる可能性があると考えており、本 ED の BCE7 項から BCE11 項に記載されている事項と同様に主要な不整合の一つとして、IASB が「概念フレームワーク」案と IFRS 第 10 号との間の不整合を識別することが必要であると考えている。

35. 具体的には、IFRS 第 10 号の第 4 項では、親会社である企業が、連結財務諸表を表示することを要求しているが、同時に、一定の条件を満たした場合には、親会社は連結財務諸表を表示する必要はないという免除を設けている。

36. 報告企業の定義が本 ED の提案から変更なく最終化され、その定義に関する論拠が、IASB には誰が一般目的財務諸表を作成しなければならないか又は作成すべきかを決定する権限はないということである場合、個別基準レベルでも、連結財務諸表の作成を要求する権限は IASB になく、そのため、連結財務諸表の作成を求める要求事項を個別基準レベルで設けるべきでない我々は考える。むしろ、連結財務諸表を作成する必要性は各法域における規制当局又は企業自身が決定することが適切と考えられる。

37. 別の言い方をすると、IFRS 第 10 号において示されている連結財務諸表の作成に関する要求事項により、各法域の規制当局が非連結財務諸表のみの作成を要求することを妨げていた可能性があるほか、規制当局が報告企業の定義の提案と統合的な規則を公布することの妨げとなる可能性がある。

連結財務諸表と非連結財務諸表との関係

38. 本 ED の 3.23 項では「一般に、連結財務諸表は非連結財務諸表よりも、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する可能性が高い。」とされている。我々は、本レターの第 33 項から第 37 項に記載した理由により、「概念フレームワーク」にこのような記述を含める必要はないと考えている。

39. 連結財務諸表及び/又は非連結財務諸表の作成を要求するかどうかは各法域における様々な環境要因を反映した規制当局又は企業自身によって決定されるべきであると仮定すると、我々は、「概念フレームワーク」において連結財務諸表と非連結財務諸表の相対的な有用性について議論することは不適切であると考えている。また、我々は、様々な利害関係者を考えた場合、連結財務諸表と非連結財務諸表の相対的な有用性について断定的な記載を行うことは困難であると考えている。

40. また、本 ED の 3.25 項では、企業が連結財務諸表の作成を要求される場合に企業は非連結財務諸表の作成も選択するか又は要求されることがあり、その場合、非連結財務諸表において、どのようにして利用者が連結財務諸表を入手できるのかを開示する必要があると提案されている。我々は、このような記述を「概念フレームワーク」において設けるべきでないとも考えている。

これは、前項に記載した連結財務諸表と非連結財務諸表の関係に関する我々の見解と同様に、どのようにして利用者が連結財務諸表を入手できるのかについて非連結財務諸表において開示を要求するかどうかは、各法域の規制当局が決定すべきものであると我々が考えているためである。なお、ASBJ の意見募集に対して寄せられたフィードバックによると、財務諸表作成者がこの見解を共有している。

本 ED の 3.24 項に関する修正提案

41. 本 ED の 3.24 項では、「親会社の連結財務諸表は、子会社の財務諸表の利用者に情報を提供することを意図しておらず、子会社の投資者、融資者及び他の債権者は、子会社の財務諸表から、子会社の資源及び子会社に対する請求権に関する情報を求める」と述べている。

我々は、この提案の考え方を支持するものの、提案の文言の修正を IASB が検討することを提案する。これは、「親会社の連結財務諸表は、子会社の財務諸表の利用者に情報を提供することを意図しておらず」という文言は、主な利用者には子会社の投資者、融資者及び他の債権者が含むという現行の「概念フレームワーク」の記載と必ずしも整合的にして

いないと考えているためである。さらに、現行の「概念フレームワーク」の BC1.18 項では、「当審議会は、利用者の最大多数のニーズを費用対効果の高い方法で満たすことを意図した情報セットを追求する」と述べている。我々は、この現行の「概念フレームワーク」の結論の根拠における記述は主要な利用者についてヒエラルキーを IASB が設けるべきであると主張する人々の意見があるにも関わらず、現行の「概念フレームワーク」に含められたものと理解している。

42. このため、具体的には、我々は以下のとおり同項を修文することを提案する。

3.24 親会社の連結財務諸表のみでは、通常、子会社の財務諸表の利用者に十分な情報を提供することはできないを意図していない。子会社の投資者、融資者及び他の債権者は、子会社の財務諸表から、子会社の資源及び子会社に対する請求権に関する情報を求める。(下線は追加、取り消し線は削除)

第 4 章——財務諸表の構成要素

質問 3——構成要素の定義

構成要素の定義案に同意するか（負債と持分の区別に関する論点を除く）。

- (a) 資産、及びそれに関連した経済的資源の定義
- (b) 負債
- (c) 持分
- (d) 収益
- (e) 費用

賛成又は反対の理由は何か。定義案に反対の場合、どのような代替的な定義を提案するか、また、その理由は何か。

財務諸表の構成要素のセットについて

43. 我々は、財務諸表の構成要素は、資産、負債、持分、収益及び費用であると説明する本 ED の提案に同意しない。

44. 我々は、財務諸表の構成要素は、財務諸表本表に最低限示されるべき不可欠な項目のグループであるべきと考えている。これは、財務報告の目的を満たすという目的から、又は、不可欠な項目のそれぞれの間の相互関係（以下、FASB の概念書第 5 号「営利企業の財務諸表における認識及び測定」の記述に従い、各構成要素間の相互関係の概念を「連携」と言及している。）を確保する必要性から、考慮されるべきである。

45. 前項で説明した見解に基づき、我々は、財務諸表の構成要素は、以下を含むべきであると提案する²。

- (1) 資産、負債、及び持分（財政状態計算書に関して）
- (2) 純損益、包括利益、及びその他包括利益（財務業績計算書に関して）
- (3) 持分参加者からの拠出及び持分参加者への分配（持分変動計算書に関して）

46. 前項の提案に関して、我々の論拠は以下とおりである。

- (1) 第一に、現行の「概念フレームワーク」における一般目的財務報告の目的に関連性のある以下の記述を踏まえると、我々は、以下に記述する財務報告の目的を満たすため、「資産」、「負債」、「持分」及び「純損益」を、財務諸表の構成要素として扱うべきであると考えます。
 - ① 一般目的財務報告書は、企業の経済的資源及び請求権に関する情報を提供する（「概念フレームワーク」の 0B12 項）。
 - ② 企業の経済的資源及び請求権の変動は企業の財務業績及び負債性又は資本性金融商品の発行等の他の事象又は取引から生じる（「概念フレームワーク」の 0B15 項）。
 - ③ 報告企業の財務業績に関する情報は、企業が自らの経済的資源を利用して生み出したリターンを利用者が理解するのに役立つ（「概念フレームワーク」の 0B16 項）。
- (2) 第二に、我々は、最初に識別された各構成要素が連携（又は、相互に関係）するように、「包括利益」及び「その他包括利益（OCI）」を財務諸表の構成要素として扱うべきであると考えます。具体的には、持分を財務諸表の構成要素として扱う場合には、構成要素間の相互関係を確保するため、「包括利益」を構成要素として扱うことが必要となる。また、純損益と包括利益の間の連携関係を確保するため、「OCI」も財務諸表の構成要素として扱う必要がある。
- (3) 第三に、財務業績計算書に表示される構成要素と財政状態計算書に表示される構成要素の間の相互関係を確保するため、「持分参加者からの拠出」と「持分参加者への分配」も財務諸表の構成要素として扱うことが必要である。
- (4) 上記で説明した我々の考え方に基づくと、収益及び費用は、財務報告の目的を満たす

² 我々は、所有者に帰属する資本持分は、財政状態計算書についての構成要素として扱うべきであると考えます。しかし、我々は、これは、IASB がリサーチ・プロジェクトの一部として検討している負債と資本の区分に関する議論に関係すると考えるため、我々は、そのような可能性をここでは言及するのみであり、資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクトの中での広範な議論を期待する。

ために必要ではなく、また財務諸表の構成要素間の相互関係を確保するために必要でもないため、財務諸表の別個の構成要素として扱う必要はないかもしれない。

「純損益」の定義

47. 前項で述べたように、我々は、「純損益」は企業の会計期間の財務業績を報告するために不可欠であると強く考えている。「純損益」を財務諸表の構成要素として扱うことは、財務情報の一部としての純損益の重要性に見合っている。「純損益」情報の際立った特徴は、本 ED では次のように説明されている。

- (1) 効率的かつ効果的に伝達するため、財務業績計算書における項目は、純損益計算書における項目又はその他包括利益計算書における項目に分類される（本 ED の 7.19 項）。
- (2) 純損益計算書に含まれる収益及び費用は、企業の当期の財務業績に関する主要な源泉である。（本 ED の 7.21 項）
- (3) 純損益に係る合計又は小計は、企業の当期の財務業績についての高度に要約された描写を提供する。（本 ED の 7.22 項）

48. 本レターの第 122 項から第 135 項において、我々は、どのように「純損益」をより詳細に定義できるか又は説明できるかに関する我々の見解をさらに説明している。

(a) (b) 資産及び負債の定義

49. 我々は、資産が経済的資源であり、負債が現在の義務であると説明する本 ED の提案に同意する。また、我々は、資産及び負債の定義から「期待される流入」（あるいは、「予想される流出」）の概念の削除に同意するが、我々は、認識規準から「蓋然性規準」を削除することに同意しない。

50. しかしながら、我々は、「経済的資源」の定義を、以下の点について改善すべきであると考えている。

- (1) 第一に、我々は、「経済的便益」という用語は、経済的資源を説明するにあたり主要な概念を構成すると考えるものの、当該用語が本 ED において十分に明確とは考えていない。例えば、本 ED の 4.14 項では、「経済的便益」には、①契約上のキャッシュ・フローの受取り、②他の経済的資源の受取り、又は経済的資源の他者との有利な条件での交換などが含まれる可能性がある」と説明している。我々は、この記述は、「経済的便益」が何らかの活動の結果（例：受領した現金）ではなく、その活動（例：キャッシュ・フローの受取）を意味しているように見えるため、混乱をもたらすと考えている。「経済的便益」という用語は定義することは難しいかもしれないが、少なくとも

も、我々は、「経済的便益」は活動ではないと考えている。したがって、我々は、IASB が「概念フレームワーク」の見直しを完了する前に、「経済的便益」という用語を定義又は説明することを提案する。その際、我々は、IASB が「経済的便益」には現金以外の項目が含まれるかどうか、また含まれる場合には、どのような項目が含まれるべきかについて明確にすることを提案する。

- (2) 第二に、我々は、「経済的資源」は、経済的便益を生み出す潜在能力を有する「権利」として本 ED の提案に同意しない。我々は、経済的資源には、権利だけでなく、のれん、ノウハウ、又は、現金などのその他の項目（これらは、一般的に資産の一部として理解されているが、必ずしも「権利」であるとは限らない）も含まれるべきであると考えている。したがって、「経済的資源」がこれらの項目を捕捉するため、「経済的資源」の定義は、「経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利 又は経済的便益の他の源泉」[強調を追加] と言い換えるべきであり、それとともに「経済的便益の他の源泉」という用語には、のれんやノウハウ（それは、技能、知識又は企業の信用又は評判かもしれない）及び現金（それは、経済的な価値それ自体である）が含まれるべきとの説明を行うべきである。

「持分」の定義について

51. IASB のディスカッション・ペーパー（DP）「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対するコメントレターにおいて、我々は、最残余の請求権を持分、現在の義務を表す請求権を負債に分類し、持分にも負債にも当てはまらない請求権は中間区分に含めるとする「3 区分アプローチ」を提案した。「3 区分アプローチ」の目的は、主に、以下の 2 つの目的を達成することである。

- (1) 所有者として資格に基づく所有者との取引と、収益/費用を生じさせる取引又は事象を区別すること
- (2) 企業の支払能力に関する情報を提供すること

52. 我々は、引き続き、2 つの目的を達成するためには、3 区分アプローチが最も適していると考えている。ただし、我々は、IASB が有用な財務情報を提供する最適な方法を見出すことの困難を考慮し、資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクトで負債と持分を区別する方法を検討していると理解している。したがって、我々は、相反するニーズを満たす財務情報を提供するための最も効果的な方法を決定するため、IASB が十分なリサーチ（「3 区分アプローチ」の十分な検討を含む）を行うことを勧める。

質問 4——現在の義務

「現在の義務」の記述の提案及びその記述を補強するためのガイダンス案に同意するか。

賛成又は反対の理由は何か。

53. 我々は、全体として、本 ED における現在の義務の記述の提案及びその記述を補強するためのガイダンス案に同意する。

54. しかし、我々は、本 ED の 4.31 項(b)（現在の義務が存在するためには、企業は自らの義務の範囲を設定する「経済的便益」の受取り又は活動を行っていないと説明している）には同意しない。むしろ、我々は、「経済的便益」という用語を「経済的資源」で置き換えるべきと考えている。これは、経済的便益が利用可能とならなかった場合でも、企業が経済的資源を受け取る場合、現在の義務が発生するという一般的な合意があるからである。例えば、企業が売却のため棚卸資産を購入する契約を締結する場合には、棚卸資産（これは経済的資源であり、経済的便益ではない）を購入するときに、購入契約によって現在の義務（通常は、買掛金として会計処理される）が創出される。

質問 5——構成要素に関するその他のガイダンス

ガイダンス案に対して何かコメントはあるか。

追加的なガイダンスが必要と考えるか。その場合には、当該ガイダンスに何を含めるべきかを明示されたい。

会計単位

55. 我々は、会計単位は会計処理の対象を定めるものであり、認識及び認識の中止の時期及び方法、ならびに測定基礎の選択に影響を与えることから、会計単位の問題は極めて重要であると考えている。

56. 我々は、本 ED では会計単位の追加の例示及び会計単位を決定するための諸要因の提供など DP における議論と比較すると改善が図られていると考えている。さらに、我々は、本 ED の 4.59 項において、「状況によっては、ある会計単位を認識について使用し、異なる会計単位を測定について使用することが適切となる場合がある」という非常に重要な概念が認識されていることを高く評価している。

57. しかし、我々は、本 ED の記述が、この論点の幅広さを反映するのに十分に堅牢ではないと考えている。本レターの第 55 項で述べているように、会計単位の問題は、認識、認識

の中止、測定基礎の選択を含む幅広い領域に影響を与える。しかし、会計単位は、第4章「構成要素」の一つのセクションにおいて議論されているだけであり、本EDの他の章において広範な記述はない。我々は、会計単位を独立の章において又は関連する章のそれぞれ（認識及び認識の中止と測定）において（各章の議論に関連する広範な記述を設け）、より堅牢に議論すべきであると考えている。

58. さらに、我々は、本EDが会計単位の選択の際に考慮すべき諸要因を提供していることを高く評価するものの、その記述が十分に適切であるとは考えていない。本EDは、会計単位を決定する際にどの要因を優先すべきなのかを提供していないからである。我々は、会計単位の選択は基準レベルで考慮すべきであるというIASBの見解を反映していることを理解している。

59. しかし、我々は、こうした記述が、IASBが首尾一貫した概念に基づく基準を開発又は改訂するために十分に役立つ（本EDのIN1項）とは考えていない。「会計単位」の重要性を踏まえ、我々は、IASBがこの議論に対する大幅な改善を行うことなしに「概念フレームワーク」の見直しを最終化するとしても、IASBが会計単位に関する記述を改善することができるか、その場合には、どのように行えるのかを引き続き検討する（リサーチ・プロジェクトに着手することによって）ことを提案する。

第5章——認識及び認識の中止

質問6——認識規準

認識についてのアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

60. 我々は、認識に対するアプローチ案に同意しない。代わりに、我々は、以下の各項で述べるように、「蓋然性規準」が、「概念フレームワーク」における認識規準の一部としてより堅牢に記述されることを提案する。

財務情報の質的特性に基づく認識規準について

61. 我々は、本EDの5.9項で提案されているアプローチに同意しない。これは、我々は、EDで提案している認識規準は、IASBが基準を開発する際の支援にも、すべての関係者が基準を理解し解釈する際の支援にも十分に目的適合的でないと考えているからである。また、本EDの5.13項では、資産又は負債の認識が目的適合性のある情報を財務諸表利用者に提供するかもしれない場合ではなく、目的適合性のある情報を財務諸表利用者に提供「しない」かもしれない場合を識別するのに役立つ指標を示すような、認識規準案を補強するガイダンスを提案している。例えば、同項では、経済的便益の流入又は流出が生じる蓋然

性が低いものでしかない場合に、認識によって目的適合性のある情報が提供されない可能性がある」と述べている（本 ED の 5.13 項(b)）。これは、現行の「概念フレームワーク」で認識規準を記載している方法（当該項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入又は流出する「可能性が高い」場合に、構成要素の定義を満たす項目を「認識」すべきであると述べている）と反対である。我々は、本 ED の BC5.13 項で示されている IASB の意図とは異なり、認識される資産及び負債の範囲が広がるかもしれないことを懸念している。

62. 本 ED の 5.9 項では、有用な財務情報の質的特性に沿って 3 つの観点から認識規準（認識によって目的適合的な財務情報が提供されるのかどうか、認識によって忠実な表現が達成されるのかどうか、認識することの便益がコストを上回るのかどうか）を記述している。我々は、これらの質的特性が、将来の会計基準の開発において参照点として IASB にとって十分に役立つものとなるとは考えていない。これは、財務情報は目的適合性があるのか、忠実に表現されているのか、コストと便益のバランスを満たしているのかに関する見解は、各個人の視点に応じて著しく異なるからである。例えば、利用者は、いくつかの情報は 3 つの質的特性を満たすであろうと考えかもしれないが、一方で、作成者は（特に、コストと便益に関して）異なる見解を有するかもしれない。したがって、我々は、結果として生じる財務情報が 3 つの質的特性を満たすことになるのかを IASB が判断するために、より役立つような、より具体的な規準を「概念フレームワーク」に設けるべきであると考えている。

経済的便益の流入又は流出の蓋然性規準

63. 我々は、資産及び負債の存在の不確実性、経済的便益の流入又は流出の蓋然性、測定の不確実性は、認識に関連性のある要因であると考えているが、我々は、「概念フレームワーク」では、構成要素を基本財務諸表に認識すべきかどうかを決定する際の「蓋然性（probability）」規準を少なくとも示すべきであると考えている。我々は、2015 年 11 月に ASBJ ショート・ペーパー・シリーズ第 2 号『「概念フレームワーク」における認識規準』（以下「ASBJ ショート・ペーパー第 2 号」という。）を公表した。そこでは、「蓋然性」規準の必要性を議論している。
64. ASBJ ショート・ペーパー第 2 号において、我々は、次の理由から、「蓋然性」規準が極めて重要であるという我々の見解を述べた。

- (1) 企業が将来キャッシュ・フローの発生可能性の低い資産又は負債を認識してそれを期待値に基づいて（企業が予想するほぼすべての考え得るキャッシュ・フローのシナリオを用いて）測定する場合には、企業は、将来にキャッシュ・フローが発生しないことの結果に関して、将来キャッシュ・フローの金額と財務諸表に認識した金額との差額について利得又は損失を認識して報告することが必要となるからである。過去に認識した利得又は損失を戻し入れるために将来の期間に認識されるこのような利得又は

損失は、それには予測価値がないため、基本的に、財務諸表利用者が企業への将来キャッシュ・インフローの金額、時期及び不確実性を評価する際に「ノイズ」となると考えられる。

- (2) 将来キャッシュ・フローの発生の可能性の低い資産又は負債についてでさえも企業が資産又は負債を認識してそれを特定のキャッシュ・フローのシナリオ（例えば、最も可能性の高いシナリオ）に基づいて測定する場合、財務諸表は理解するのが困難なものとなるだろう。そうすることによって、発生可能性の高い対象物と発生可能性の低い対象物が将来キャッシュ・フローの発生の可能性が類似するかのように追加されることになるが、関連する収益又は費用が、当該資産又は負債の測定を参照して財務諸表に認識される場合、企業の財務業績は歪んでしまう可能性がある。

65. しかし、ASBJ ショート・ペーパー第 2 号では、蓋然性規準が常に必要なわけではないという我々の見解を述べている。したがって、我々は、以下のことを提案した。

- (1) 取引から生じる権利又は義務から創出される資産又は負債の認識について、蓋然性規準は不要である。
- (2) 「その他の事象」から生じる権利又は義務（若しくは複数の権利ないしは複数の義務）から創出される資産又は負債（すなわち、対象物）若しくは資産ないしは負債のグループ（すなわち、複数の対象物のグループ）の認識については、蓋然性規準が必要である。

66. 詳細については、ASBJ ショート・ペーパー第 2 号を参照していただきたい。

質問 7—認識の中止

認識の中止に関する議論の案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

67. 我々は、本 ED において提案されている記述に次の点で同意する。

- (1) 本 ED の 5.26 項。この項では、認識の中止に関する会計上の要求事項は、次の両方を忠実に表現することを目的としていると記載している。
- ① 認識の中止を生じさせた取引又はその他の事象の後に保持した資産及び負債
 - ② 当該取引又はその他の事象の結果としての資産及び負債の変動

(2) 本 ED の 5.30 項及び 5.31 項。これらの項では、上記の目的の両方を達成することが困難な場合には、2つの目的は、次の方法のいずれかによって達成される可能性があると説明している。

- ① 項目の認識の中止をする一方で、区分表示又は財務諸表注記における説明的開示を示す
- ② 保持した構成部分だけでなく、移転した構成部分も認識を継続する一方で、収益又は費用ではなく新たな負債又は資産を認識する

68. しかし、我々は、本 ED は IASB が首尾一貫した概念に基づく基準を開発又は改訂するための十分なガイダンスを提供していないと考えている。これは、本 ED では、認識の中止に関して両方の目的が満たされない場合に、前項(2)①及び②に示している2つのアプローチのどちらを使用すべきなのかを説明していないからである。現在まで、どちらのアプローチを採用すべきなのかに関する決定は、基準設定のプロセスにおいて論争となることがしばしばあった。我々は、これは、認識の中止は単なる認識の対称イメージではないほか、首尾一貫した適用の助けとなる明確な基礎が今日まで見出されていないという事実を反映していると考えている。また、適切な基礎を見出すことに課題があることを我々は理解しているが、「概念フレームワーク」でこの考慮事項に関するヒエラルキーを明確化するならば、IASB が高品質な会計基準を開発する際に支援するために、非常に有意義となるであろうと我々は考えている。

69. 目的のうちどちらを優先すべきなのかを明確化しないと、個別の会計基準開発における状況に応じて、基準設定の決定が場当たりの可能性になる可能性がある。

70. これに関係して、我々は、企業の財務業績に関する情報は、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを利用者が評価するために極めて重要であるという我々の見解を繰り返し述べたい。したがって、2つの目的が認識の中止時に満たされていない場合には、我々は、IASB が企業の資産及び負債の変動の報告（これには企業の財務業績に関する情報が含まれる）をまず、資産及び負債自体の残高の報告よりも先に考慮すべきである旨を明確化することを提案する。

第6章——測定

質問8——測定基礎

IASB は下記のことを行っているか。

- (a) 「概念フレームワーク」において記述すべき測定基礎を正確に識別しているか。そう

でないとした場合、どの測定基礎を含めるか、また、その理由は何か。

- (b) 測定基礎のそれぞれが提供する情報、及びそれらの長所と短所を適切に記述しているか。そうでないとした場合、測定基礎ごとに、提供される情報及びそれらの長所と短所をどのように記述するか。

測定基礎の識別及び分類

71. 我々は、「概念フレームワーク」において記述すべき測定基礎を本 ED が正確に識別し分類していると考えていない。

72. 我々は、測定基礎を識別し分類するためにはさまざまな方法があると考えており、これは 2004 年から 2010 年の IASB の過去の審議において示されている。しかし、我々は、「概念フレームワーク」における測定基礎の識別及び分類は、IASB がその基準設定プロセスにおいて資産及び負債についての測定基礎を選択するための適切な基礎を提供するように設計されるべきであると考えている。当該目的に照らし、我々は、測定基礎を識別し分類するための本 ED の提案は十分に目的適合性がなく、概念的な正当性に欠けると考えている。

73. 具体的には、我々は、測定基礎を、2つの区分（歴史的原価と現在価額）に分類するという本 ED の提案は、主に次の点で不適切であると考えている。

(1) インプットの一部の更新を必要とする測定値：提案されている分類は、一部のインプットは更新されるが、他のインプットは当初にロックインされる測定基礎を適切に説明していない。測定基礎を包括的に分類するためには、3つの要素、すなわち、①時間軸（これはインプットの基礎に基づいて分析できるであろう）、②観点（言い換えると、市場参加者の観点又は企業固有の観点のどちらを採用すべきなのか）、③入口／出口（参照する市場によって入口価値又は出口価値を実質的に決定していることを踏まえると、この分類は必要でないかもしれない）に基づいて識別することが目的適合的と考えられる。我々は、提案されている2つの区分に測定基礎を分類した場合、インプットの一部のみを更新する測定基礎を、適切な区分に適切に分類することができないと考えている。

(2) 「歴史的原価」と「現在価額」という名称：測定基礎を、これらの区分（歴史的原価と現在価額）に分類することは利害関係者にとって混乱をもたらすだろう。これは、当該名称が、包含している内容を表象していないためである。例えば、「歴史的原価」の区分には、減損損失の認識の直後の測定値（資産は使用価値又は売却コスト控除後の公正価値で測定されることが多い）を含むことになるため、多くの人々は、当該名称は、直感に反し、利害関係者間の適切なコミュニケーションを妨げる

と考えている。

74. 仮に IASB が測定基礎の識別及び分類は IASB の基準設定の決定に役立つように設計されるべきであることに同意する場合、我々は、2015 年 3 月の会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議で我々が示したペーパーの提案に基づいて IASB が (分類ではなく) 記述することを提案する。当該ペーパーでは、基本的に、以下に基づいて測定基礎を分類することを提案した。

(1) 測定におけるインプットを更新するかどうか

(2) 資産又は負債を測定する際に市場参加者の仮定又は企業固有の仮定のいずれを採用するのか

75. 本レターで述べているように、我々は、適切な測定基礎の選択は、会計期間の末日現在の企業の財政状態に関する情報を報告する目的上のためのみならず、当該会計期間の企業の財務業績を報告する目的上でも重要であると考えている。このように、測定基礎へのインプットを概念レベルで識別することで、我々は、IFRS に従って作成される有用な財務情報の提供に貢献する、適切な測定基礎を選択する際に目的適合性のあるインプット (割引率など) の選択に関する IASB の慎重な決定を促進することになると考えている。

76. 我々の見解は、「測定基礎の識別、記述及び分類」³と題した ASBJ のペーパーで詳細に説明している。我々の提案の要約を、下記の表に示している。

表 1 : 測定基礎の分類

使用する 仮定 インプット要因 を更新するの か	市場参加者の仮定	企業固有の仮定
完全に更新	現在市場測定値 ⁴ (例えば、公正価値、売却コスト控除後の公正価値)	例えば、使用価値、履行価値
部分的に更新	例えば、自己の信用リスクの変動を反映しない測定値 (IFRS 第 9 号で要求)	例えば、IFRS 第 9 号で定義する償却原価

³ https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/discussion/discussion_meeting/20150305_01.pdf

⁴ この区分は、本レターの第 99 項の表の左上に対応する。

更新しない（ロックイン）	例えば、当初の取得原価、減価償却後残高	該当なし
--------------	---------------------	------

取引コスト

77. 我々は、本 ED は取引コストを資産又は負債の測定に含めるかどうかを適切に議論していないと考えている。我々は、取引コストを資産又は負債の測定に含めるかどうかを「概念フレームワーク」において議論することに利点があることには同意するものの、IASB がおおまかな方法であれ、当該用語を定義していない限りは、当該議論を含めることは適切でないと考えている。

78. さらに、我々は、本 ED における記述は不十分であると考えている。これは、本 ED では、他の議論の中で「複数の測定基礎 (dual measurement bases)」の概念を認識しているものの、取引コストの文脈において複数の測定基礎について説明していないためである。このため、本 ED における提案は、その他の包括利益を通じた公正価値 (FV-OCI) で資産を測定する際に取引コストを含めるべき（又は含めるべきでない）と示していたのかと疑問をもつ者もいるだろう。

79. したがって、IASB が「概念フレームワーク」に取引コストの議論を含めることを依然として選好する場合には、我々は、次のような修正を提案する。

- (1) 「概念フレームワーク」において取引コストを定義すること（又は取引コストの境界線を説明する）
- (2) 取引コストを測定基礎に含めるべきかどうかは、企業の財務業績の報告の目的上の測定基礎に基づいて決定される旨を説明すること

測定基礎のそれぞれが提供する情報の記述

80. 我々は、測定基礎のそれぞれが提供する情報及びそれらの長所と短所について本 ED が適切に記述しているとは考えていない。具体的には、我々は、本 ED における長所と短所に関する記述は単に IASB が目的適合性のある測定基礎を選択できない場合の結果を述べているにすぎないと考えている。

81. 我々は、長所と短所に関する記述は、測定基礎の選択に関する議論と併せて記述されるのであれば、より有用になると考えている。したがって、我々は、IASB が、個々の測定基礎の長所と短所の記述を削除するか又は測定基礎の選択に関する議論の文脈の中で議論するように再編成することを提案する。なお、ASBJ の意見募集に対するフィードバックによると、財務諸表作成者がこの見解を共有している。

質問 9——測定基礎を選択する際に考慮すべき要因

IASB は、測定基礎を選択する際に考慮すべき諸要因を正確に識別しているか。そうでないとした場合、回答者はどの要因を含めるか、また、その理由は何か。

82. 我々は、IASB が、測定基礎を選択する際に考慮すべき諸要因を正確に識別しているとは考えていない。

83. 我々は、基本的に、測定基礎の選択の議論において「目的適合性」、「忠実な表現」、「補強的な質的特性」及び「コストの制約」に関する影響を議論する IASB のアプローチに同意する。これは、こうしたアプローチにより、測定基礎を選択するための考慮事項の包括的な分析が可能となると考えられるからである。また、我々は、本 ED の 6.53 項（目的適合性の考慮の一部として、測定基礎を選択する際に、当該測定基礎が財政状態計算書と財務業績の計算書の両方においてどのような情報をもたらすのかを考慮することが重要であると提案している）にも同意する。なお、ASBJ の意見募集に対するフィードバックによると、回答した市場関係者の多く（財務諸表利用者及び作成者を含む。）もこの見解に同意している。

84. しかし、我々は、本 ED におけるこの提案を、主に次の点について改善すべきであると考えている。

(1) 目的適合性

- ① 複数の測定基礎（すなわち、会計期間の企業の財務業績を報告する目的上で目的適合性のある測定基礎と、会計期間の末日現在の企業の財政状態を報告する目的上で目的適合性のある測定基礎）に関する別個の議論
- ② 本 ED の 6.54 項に示している要因の再検討
- ③ 「資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか」と「企業が行う事業活動の性質」との間の関連
- ④ 測定の不確実性の影響

(2) 忠実な表現

- ⑤ 資産又は負債の測定基礎の決定プロセスの明確化

複数の測定基礎に関する別個の議論

85. 本 ED の 6.74 項から 6.77 項では、会計期間の末日現在の財政状態計算書及び会計期間の財務業績計算書において提供される情報について資産、負債、収益又は費用に関する目的適合性のある情報を提供するために、複数の測定基礎が必要とされることがある旨（すな

わち、「複数の測定基礎」)を認識している。しかし、本 ED の 6.54 項は、会計期間の企業の財務業績を報告する目的上の測定基礎と、会計期間の末日現在の企業の財政状態を報告する目的上で目的適合性のある測定基礎を別々に議論していない。

86. 本 ED の 2.21 項において、目的適合性が測定基礎を選択する際の主要な考慮事項であることを認識していることから、我々は、本 ED の 6.54 項は極めて重要と考えている。したがって、複数の測定基礎に関する別個の議論がされない場合、我々は、「概念フレームワーク」は IASB が基準を開発するために十分に有用なものにならないと考えている。一部の人は、これが「概念フレームワーク」の主要な欠陥であると考えているかもしれない。
87. したがって、我々は、IASB が同項の記述を拡張して、複数の測定基礎について議論することを強く提案する。さらに、IASB が、複数の測定基礎を別個に議論することを決定する場合には、我々は、「概念フレームワーク」で、原則として、会計期間における企業の財務業績を報告する目的上の測定基礎を基準設定プロセスにおいて最初に考慮すべきである旨を認識することも提案する。これは、利用者の意思決定プロセスの現在の実務を踏まえると、我々は、会計期間の企業の財務業績に関する財務情報が、利用者が企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するために一般的に最も有用であると考えているからである。

本 ED の 6.54 項に示している要因の再検討

88. 本 ED の 6.54 項は、①資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか、②資産又は負債の特徴という 2 つの要因を示している。我々は、IASB が「資産又は負債の特徴」を含めた理由 (BC6.54 項から BC6.55 項で説明されている) を理解するが、「資産又は負債の特徴」を資産又は負債及び関連する収益及び費用の測定基礎の選択の要因から削除することを提案する。
89. 我々は、「資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか」が、目的適合性のある情報を生み出すために測定基礎を選択する際に考慮すべき唯一の要因であるべきと述べることによって、「概念フレームワーク」が、財務報告の目的と、測定基礎の選択に関する議論との関連をより明確に認識することができると考えている。
90. 具体的には、「概念フレームワーク」では、一般目的財務報告が提供する財務情報は企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しについての利用者の評価に有用となるべきである旨が述べられている (OB4 項) ことから、我々は、「資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか」に基づいて情報が作成される場合、財務情報の目的適合性が高まるであろうと考えている。我々は、将来キャッシュ・フローが生成される方法以外の要因に基づいて測定基礎が選択される場合、財務情報の目的適合性は低下す

るだろうと考えている。我々は、測定基礎を選択する際に資産又は負債の特徴が重要であることには同意するが、それは資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかに関する決定に影響を与えるにすぎないと考えている。

91. 「資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか」に関して、我々は、キャッシュ・フローが生成される方法が単一であるとは考えていない。むしろ、キャッシュ・フローが生成される方法に関する予想は、測定基礎が会計期間における企業の財務業績又は会計期間末における財政状態のどちらの報告の目的上で選択されるのかに応じて異なる可能性がある。
92. 会計期間における企業の財務業績を報告する目的上で測定基礎を選択する場合、我々は、キャッシュ・フローが生成される方法は、企業が行う事業活動の過程の中で資産又は負債がどのように使用される可能性が高いのかに基づいて推定されると考えている。これは、企業の事業活動の変更が会計期間末において知られている場合を除き、会計期間末における企業の事業活動の性質が、通常は、将来キャッシュ・フローがどのように生成されるのかに関する最も可能性の高い方法を提供するからである。さらに、測定基礎の変更の必要性のトリガーとなる事象が発生する場合を除き、これによって、企業が行う事業活動の過程の中で資産又は負債が使用される方法を反映する測定が選択されるようになるとともに、予測価値と確認価値の両方に関して、財務情報の目的適合性を促進することになる。
(企業の事業活動の性質に関する詳細なコメントについては、本レターの第 95 項から第 101 項を参照していただきたい)。
93. 他方、会計期間末における企業の財政状態を報告する目的上で測定基礎を選択する場合、我々は、キャッシュ・フローが生成される方法が、企業の事業活動の過程の中で資産及び負債が使用される方法に基づいて必ず推定されるべきとは考えていない。むしろ、企業が第三者に資産又は負債を移転する実際上の能力を有している場合には、たとえ企業が会計期間末においてトレーディング事業において当該資産又は負債を保有していない場合であっても、資産又は負債の移転に基づいてキャッシュ・フローが生成される方法を推定することが適切であると考えられる場合がある。我々は、こうした推定を財務諸表に反映することは、企業の流動性及び支払能力を利用者が評価するために有用となる場合があると考えている。さらに、当該方法は、「機会利益」(すなわち、資産又は負債が企業の事業活動の過程で使用される方法とは異なる方法で当該資産又は負債が使用される場合に企業が受け取る可能性がある潜在的利益の仮想的金額)を利用者が理解するためにも有用となるであろう。
94. 最後に、資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかを考慮する際に、我々は、資産、負債、資産又は負債のグループのグルーピングの考慮が極めて重要で

あると考える。我々は、本レターの第 103 項から第 105 項においてグルーピングに関する見解を説明している。

企業の事業活動の性質

95. 我々は、本 ED の 6.54 項(a)で、資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかは、部分的には、企業が行っている事業活動の性質に応じて決まることになる [強調を追加] と述べていることを評価している。しかし、我々は、当該議論では不十分であり、大幅に拡張すべきであると考えている。

96. 「会計基準の設定における『事業活動の性質』の役割」と題した ASBJ のペーパーにおいて、我々は、以下の事項を「概念フレームワーク」において明確化すべきであるという我々の見解を記載した。

(1) 企業が行う事業活動のうち会計基準設定の目的上の目的適合性がある活動の異なる性質を識別する方法。これには、次のものが含まれる。

- ① 企業が行う事業活動の異なる性質をどのように分類すべきか
- ② それらを「概念フレームワーク」においてどのように記述することができるか

(2) 企業の事業活動の異なる性質を会計基準の開発においてどのように考慮すべきか

97. したがって、当該ペーパー及び本レターの第 91 項に記載している理由により、我々は、「資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかは、部分的には、企業が行っている事業活動の性質に応じて決まることになる」 [強調を追加] と単に記載するだけでは、IASB が基準を開発するために十分に有用とらないと考えている。したがって、我々は、IASB が、「資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか」と「企業が行っている事業活動の性質」との間の関連の議論を、以下の事項を認識することによって拡充することを強く提案する。

98. 企業の事業活動の性質の分類及び識別の方法に関して、我々は、「概念フレームワーク」で以下の原則を明確化することを提案する。

(1) 資産（又は資産グループ）については、企業が当該資産（又は資産グループ）を売却する実質的な能力を有していることを前提として、**資産（又は資産グループ）が価格変動からの正味の収入を得ることを目的とする企業の事業活動の一部として保有されている場合**、当期中の市場における価格変動を反映するとともに、価格変動の影響を純損益に認識するため、企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を期末に更新すべきである。その他の状況においては、原則として、上述の測定基

礎を、当期中の価格変動を反映するために更新すべきではない。

(2) 負債については、企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎は、以下のように決定すべきである。

- ① 負債が資産又は資産グループと組み合わせて管理されている場合には、企業が当該資産又は資産グループを売却する実質的な能力を有していることを前提として、負債が価格変動からの正味の収入を得ることを目的とする企業の事業活動の一部として保有されている資産又は資産グループの資金調達に対応している場合、当期中の市場における価格変動を反映するとともに、価格変動の影響を純損益に認識するため、上述の測定基礎を期末に更新すべきである。その他の状況においては、原則として、上述の測定基礎を、当期中の価格変動を反映するために更新すべきではない。
- ② 負債が対応する資産又は資産グループと組み合わせて管理されていない場合には、企業が当該負債を移転する実質的な能力を有していることを前提として、負債を第三者に移転することによって正味の収入を得ることを目的とする企業の事業活動の一部として負債が保有されているという例外的な状況において、当期中の市場における価格変動を反映するとともに、価格変動の影響を純損益に認識するため、上述の測定基礎を期末に更新すべきである。その他の状況においては、原則として、上述の測定基礎を、当期中の価格変動を反映するために更新すべきではない。

99. 前項における我々の提案を、下記の表に示すことができる。

表 2： 企業の財務業績の報告のための資産又は資産グループの測定基礎と企業が行う事業活動の性質との関係

企業の事業 活動の性質 売却する実 質的な能力	資産（又は資産グループ）の 価格変動からの正味の収入 を得ることを目的とする事 業活動	他の種類の事業活動（将来キャ ッシュ・インフローを生み出す ためのインプットとしての資産 又は資産グループを含む）
企業は資産又は資産グ	(区分-I) 現在市場測定値 ⁵	(区分-II) その他の測定値 ⁶

⁵ 「現在市場測定値」という用語は、公正価値、売却費用控除後の公正価値等、公正価値を基礎とした測定値を意味する。この用語については、「測定基礎の識別、記述及び分類」と題したASBJの別のペーパーの第41項で説明している。

⁶ 「その他の測定値」という用語は、現在市場測定値に分類されるもの以外の測定基礎を意味する。

グループを売却する実質的な能力を有している	資産又は資産グループの価格変動（すなわち、未実現利得又は損失）を純損益に認識すべきである	資産又は資産グループの価格変動を純損益に認識すべきでない
企業は資産又は資産グループを売却する実質的な能力を有していない	（区分-III） その他の測定値 資産又は資産グループの価格変動を純損益に認識すべきでない	区分-IV) その他の測定値 資産又は資産グループの価格変動を純損益に認識すべきでない

100. さらに、我々は、「概念フレームワーク」において、次の事項が認識することを提案する。

(1) 企業が行う事業活動の性質は、下記の決定に大きな影響を与える。

- ① 測定基礎を決定する際に資産ないしは負債をグルーピングするかどうか、その場合、どのように行うのか。
- ② 会計期間における企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎

(2) 上述の決定は、「純損益」及びOCI（会計期間における企業の財務業績の報告の観点からの測定基礎が、会計期末における企業の財政状態の報告の観点からの測定基礎とは異なる場合）の決定及び必要と考えられる開示の性質に波及的な影響を及ぼす。

101. 詳細については、「会計基準の設定における『事業活動の性質』の役割」⁷と題したASBJのペーパーを参照していただきたい。

測定の不確実性の影響

102. 本レターの第18項から第21項に述べているように、我々は、測定の不確実性は、経済現象を忠実に表現することができるのか、その場合、どのように行うことができるのかに影響を与える要因として（財務情報の目的適合性を低下させる可能性がある要因ではなく）説明されるべきであると考えている。したがって、我々は、本EDの6.55項及び6.56項を再検討することを提案する。

測定基礎の決定プロセス

103. 忠実な表現に関する議論の一部として、本EDの6.58項では、関連する資産又は負債について同様の測定基礎を使用する方が、異質な測定基礎を使用するよりも、財務諸表利用者に有用な情報を提供する可能性があるとして認めている。これは「測定基礎を選択する際の資産及び負債のグルーピング」であると我々は理解している。

⁷ https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/discussion/discussion_meeting/20150305_02.pdf

104. しかし、我々は、「忠実な表現」の文脈の中でこの記述が適合するかどうかを疑問である。本 ED の 2.21 項では、基本的な質的特性を適用するための最も効率的かつ効果的なプロセスは、通常は、①最初に、報告企業の財務情報の利用者にとって有用となる可能性のある経済現象を識別する、②第 2 に、その現象に関する情報のうち、利用可能で忠実に表現されたとした場合に最も目的適合性のある現象に関する情報の種類を識別する〔強調を追加〕、と述べている。しかし、本 ED の 6.58 項は、「忠実な表現」の考慮の方が、「目的適合性」の考慮よりも先となることを示しているように思われ、これは本 ED の 2.21 項と不整合である。

105. したがって、我々は、「概念フレームワーク」では本 ED の 6.58 項を「忠実な表現」の文脈の中で議論すべきではないと提案する。代わりに、我々は、グルーピングの決定が「目的適合性」の文脈の中で議論されるべきである旨を IASB が明確化するように提案する。詳細については、「会計基準の設定における『事業活動の性質』の役割」と題した ASBJ のペーパーを参照していただきたい。

質問 10——複数の目的適合性のある測定基礎

6.74 項から 6.77 項及び BC6.68 項で議論しているアプローチに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
--

106. 我々は、本 ED において、「複数の測定」が明示的に議論されていることを評価する。我々は、これは「純損益」の性質と OCI の使用を説明するのに役立つものとなるからである。なお、ASBJ の意見募集に対するフィードバックによると、回答した市場関係者の多く（財務諸表作成者及び監査人を含む。）がこの見解を共有している。

107. しかし、我々は、本 ED の 6.75 項（ほとんどの場合、目的適合性のある情報を提供する最も理解可能性の高い方法は、①財政状態計算書における資産又は負債と、財務業績の計算書における関連する収益及び費用の両方について、単一の測定基礎を使用する、かつ、②他の測定基礎を使用した追加的な情報を財務諸表注記において開示することであると述べている）を支持しない。

108. また、我々は、同項が「目的適合性」の概念よりも「理解可能性」の概念をより重視しているように見えるという印象を有している。「理解可能性」は単に補強的な質的特性の 1 つにすぎないことから、我々は、提案されている記述は不適切であると考えている。

109. むしろ、我々は、財務諸表の本体において会計期間における企業の財務業績を報告する目的上と、会計期末の財政状態を報告する目的上で異なる測定基礎を使用すべきかどうかは、基準設定時の利用者の見解に左右され、これは、基準設定の対象の性質及び財務

情報に関する利用者の分析に利用可能なツールによって影響を受ける可能性があると考えている。

110. したがって、我々は、IASB が、当該推定を削除するか又は同項を前項に沿って修正することを提案する。

第7章——表示及び開示

質問 11——財務諸表の目的及び範囲並びに伝達

財務諸表の目的及び範囲並びに伝達ツールとしての表示及び開示の使用の議論について、何かコメントがあるか。

全般的なコメント

111. 我々は、IASB は「概念フレームワーク」の改訂と開示に関する取組みについて同時に取り組んでいると理解している。この点に関して、我々は、概念フレームワークの範囲と開示に関する取組みの範囲に関する線引きが十分に明確でなく、この2つのプロジェクトを合わせた全体像が見えないことを懸念している。「概念フレームワーク」の主たる目的の1つが基準の開発を行う際にIASBを支援することを踏まえ、我々は、概念フレームワークに記載すべき内容を適切に取捨選択することが必要と考えている。我々の詳細な提案は、本レターの第112項から第117項に記載する。

表示及び開示に関するIASBの意思決定プロセス

112. 財務諸表の目的及び範囲に関して、我々は、本EDが、表示及び開示の文脈で目的適合性及び忠実な表現の概念がどのように達成できるのかに関する基本的な考え方を十分に提供していないと考えているため、それらは将来に基準の開発を行う際にIASBを支援するためには不十分であると考えている。

113. 我々は、多くの利害関係者から大量の目的適合性のない情報が開示されていることが問題にされていると理解している。我々は、この論点に対処するためにIASBが開示に関する取組みを進めていることは理解しているが、「概念フレームワーク」において表示及び開示の文脈での目的適合性及び忠実な表現の概念に関する基本的な考え方を記述し、表示及び開示に関するIASBの意思決定を行うプロセスを確立することによって、この論点により適切に対応すべきであると考えている。

伝達の原則

114. 我々は、「伝達ツールとしての表示及び開示」のセクションにおける記載には、基準の開発を行う際にIASBを支援することになるとともに、財務諸表作成者が財務諸表を作成する際に支援することになる記述が含まれていると考えている。

115. 例えば、本 ED の 7.16 項は、基準の開発を行う際に IASB を支援すると同時に、財務諸表作成者が財務諸表を作成する支援をすることになるであろう。我々は、こうした記載を「概念フレームワーク」に含めることに同意する。
116. 一方、いくつかの記述（例えば、本 ED の 7.18 項(a)）は、作成者が財務諸表を作成するためには有用かもしれないが、基準の開発を行う際に IASB を支援するとは考えられない。
117. 我々は、「概念フレームワーク」は、主として基準の開発を行う際に IASB を支援するように設計されるべきであると考えている。したがって、「伝達ツールとしての表示及び開示」セクションにおける記載のうち、基準の開発を行う際に IASB を支援するように考えられないものについては「概念フレームワーク」ではなく、開示に関する取組みプロジェクトにおいて検討すべきと考えている。

「コスト」に関する記述

118. 本 ED の 7.9 項では、表示及び開示によって提供される情報の便益は、当該情報を提供するコストを正当化するのに十分でなければならぬと述べている。我々は、本 ED が、表示及び開示に関するコストの制約に明示的に言及していることを支持する。これは、DP では、認識規準及び測定に関する予備的見解はコストの制約に関する議論を含んでいたが、表示及び開示に関するコストの制約について記述していなかったからである。
119. しかし、我々は、本 ED での表示及び開示に関するコストの記述は不適切であると考えている。これは、「情報を提供するコスト」という表現は、作成者が財務諸表を作成する際に発生するコストのみを示唆しているからである。そのため、我々は、以下の点を考慮して、この表現を修正することを提案する。
120. 作成者に発生するコストに関しては、財務諸表を作成するためのコストのほか、特定の情報を開示することによる企業の競争上の悪影響もコストとなると考えられる。
121. さらに、我々は、作成者に発生するコストのほか、利用者に発生するコストについても考慮すべきであるとする。特に、重要でない開示が過度に含まれていたり、構成が適切でないことによって、利用者に提供される情報が過度に複雑である場合には、利用者が情報を理解し分析することが困難であると考え、それにより追加的なコストが生じるかもしれない。さらに、開示が不十分である場合には、利用者が情報を探すための追加的な努力もコストと考えられる。

質問 12——純損益計算書の記述

純損益計算書についての記述の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

「概念フレームワーク」が純損益の定義を提供すべきであると考えられる場合には、それが必要な理由を説明し、その定義の提案を示していただきたい。

122. 我々は、当期中の企業の財務業績について有用な情報を提供する観点から純損益の定義が不可欠と考えており、概念フレームワークで「純損益」の定義を提供しないという IASB の提案に同意しない。なお、ASBJ の意見募集に対して寄せられたフィードバックによると、ほとんどすべての我が国の市場関係者（財務諸表利用者、作成者及び監査人を含む。）が、純損益の定義が必要であると強く考えている。

123. IASB は「純損益」を定義することは（不可能でないとしても）困難と主張しているが、本 ED の 7.20 項では、純損益計算書の目的を提案している。我々は、この内容は純損益の内容をハイレベルでは適切に表していると考えており、以下のとおり修正することによって、純損益を定義することも考えられるのではないかと考えている。

純損益は、企業が実施した事業活動によって自らの経済的資源に対して得た当期中のリターンを描写するものである。

124. 同時に、純損益の特徴を説明する際に一体として考えるべき以下の 2 つの純損益の定義に関する補助的ガイダンスを提案する。

(1) リターンは、企業の事業活動の性質を踏まえて投資した当初の時点で期待したリターンが得られることに関する不確実性が不可逆となるか又は「不可逆」とみなされるところまで減少した時点において描写される。

(2) 純損益は、全会計期間の純損益の累計額が全期間のキャッシュ・フローの累計額と一致するように、「包括的 (all-inclusive)」でなければならない。

第 126 項から第 135 項において、前項のガイダンスの背景にある我々の考え方について説明を行う。

125. 本レターの第 123 項に記述した定義において、我々は、本 ED の 7.20 項における純損益の目的の記述に「実施した事業活動によって」という表現を追加した。我々は、この追加は、純損益と包括利益との差異を明確にするために必要であると考えている。企業は複数の選択肢の中から活動を採択しているが、純損益は企業が実際に行った活動に基づいて決定されるのに対し、包括利益は、企業が実際には行わなかった活動から生み出されたはずの「機会利益（損失）」を表しているものが含まれている可能性がある点において両者は異なる（「機会利益」に関する説明については本レターの第 93 項を参照していただきたい）。これは、財政状態計算書の項目に関する測定基礎は、利用者が企業の流動性及び支払能力を評価するために企業の財政状態の報告の観点から何に目的適合性が

あるのかに基づいて決定されるためである。我々は、提案されている純損益の定義は、利用者が、「純損益」情報は、将来キャッシュ・フローの見通しの評価及び企業の資源に対する経営者の受託責任の評価に有用な情報として、財務情報の有用性を向上するのに貢献するであろうと考えている。

不可逆性

126. 企業は 1 つ又は複数の事業活動を行っている。事業活動には、価格変動から正味の収入を得ることを目的としている場合もあれば、それ以外（例：購入した資産に付加価値を付けて売却する事業活動）の場合もある。
127. 前項に記載したとおり事業活動の種類はさまざまであるが、いずれの事業活動においても、企業はリターンを得ることを期待して個別の資産を取得する（例：有価証券）か、又は複数の資産及び負債の集合体を取得する（例：新規事業に関する工場の新設及び関連する資金を調達する）。以下では説明を単純化するため、資産、又は複数の資産及び負債の集合体の取得をあわせて「投資」と呼ぶ。
128. ここで、企業が投資した当初の時点では、通常、回収計画を策定し、当初の投資額を上回るリターンを得ることを期待する。しかし、投資した当初の時点では、企業が投資か得ることができるリターンは期待でしかなく、期待したとおりのリターンを得ることができるかは不確実である。時の経過に従い、事実が発生するにつれて、投資した当初の時点で期待したリターンを得られることに関する不確実性が変動する。
129. 第 126 項から第 128 項までの理解に基づき、我々は、企業の財務業績の報告の観点からは、投資した当初の時点では期待でしかなかったものが事後的に事実に変化し、企業の事業活動の性質を踏まえて投資した当初の時点で期待したリターンが得られることに関する不確実性が不可逆となるか又は不可逆とみなされるところまで減少した時点で「純損益」に認識すべきと考えている。
130. 我々は、「純損益」は、企業が実際に行った活動によって決定されるべきであると考えている。企業の事業活動の性質を踏まえて投資した当初の時点で期待したリターンが得られることに関する不確実性が不可逆となるか又は不可逆とみなされるところまで減少した時点であれば、過去の見積りに関するフィードバックを提供する確認価値を有すると考えられる。これは、利用者は予想と実績を比較することによって純損益情報を使用した企業への正味将来キャッシュ・インフローに関する過去の予想の精度を評価することができるためである。また、情報は、予測価値も有している。これは、予想の精度に関する評価を踏まえ、利用者は、将来において同様のリターンを得ることができるかを予測する際のインプットとして純損益情報を使用することができるためである。

したがって、我々は、企業が行っている事業活動の性質を踏まえて投資した当初の時点で期待したリターンが得られることに関する不確実性が不可逆となるか又は不可逆とみなされるところまで減少した時点で純損益に認識することにより、確認価値及び予測価値を有する目的適合的な情報を提供することができると考えている。

131. また、資産又は負債の現在価値が変動したとしても、企業の事業活動の性質を踏まえて投資した当初の時点で期待したリターンが得られることに関する不確実性が不可逆となるか又は不可逆とみなされるところまで減少していない時点でその現在価値の変動を純損益に認識することは、確認価値及び予測価値が不十分とあり、目的適合的でないと考えられる。

132. この点、企業の事業活動の性質は、投資した当初の時点で期待したリターンが得られることに関する不確実性の捉え方に影響を与えることから、結果として、測定基礎の選択は企業の事業活動の性質に影響されると考えられる。測定基礎の選択に関する議論は、本レターの質問9へのコメントを参照のこと。

包括的 (all-inclusive)

133. 企業価値を評価する際に、財務諸表利用者は、通常、当該企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するため、フロー情報に依拠する。財務諸表利用者は、純損益は彼らが参照できる最も有用な財務情報の指標の1つであると指摘してきた。しかし、これらの利用者は、純損益情報の完全性 (integrity) がキャッシュ・フローとの整合性で裏付けられていない場合、純損益を参照することが困難と考えるかもしれない。

134. そのため、純損益は、全会計期間の純損益の累計額が全期間のキャッシュ・フローの累計額と一致するように、包括的 (all-inclusive) でなければならないと我々は強く考えている。

135. 詳細については、2013年12月のASAF会議での議論のために提出したASBJペーパー「純損益/OCI及び測定」の第29項から第34項を参考していただきたい。

質問 13——収益又は費用の項目のその他の包括利益での報告

その他の包括利益の使用に関する提案に同意するか。それらはその他の包括利益の使用に関する将来の決定のための有用なガイダンスをIASBに提供すると考えるか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合には、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

すべての収益及びすべての費用が純損益計算書に含まれることになるという推定

136. 本 ED の 7.23 項では、すべての収益及びすべての費用が純損益計算書に含まれることになるという推定を提案している。当期に発生した収益又は費用が、企業の財政状態の報告の観点からは目的適合的であるが企業の財務業績の報告の観点からは目的適合的でない測定値から算定されている場合、この推定を適用すると純損益の有用性を損なうことになることから、我々は、そのような推定に同意しない。なお、ASBJ の意見募集に対して寄せられたフィードバックによると、財務諸表作成者がこの見解を共有している。
137. 概念 ED の 7.21 項で提案されているように、純損益計算書に含まれた収益及び費用が企業の当期の財務業績に関する情報の主要な源泉であるのであれば、まず企業の財務業績の報告の観点から目的適合的な測定基礎から純損益を算出すべきと考える。その際、企業の財務業績の報告の観点から目的適合的な測定値が企業の財政状態の報告の観点から目的適合的な測定基礎と異なり、純損益の値と包括利益の値が異なる場合には、OCI が連結環として使用されると考える。
138. したがって、我々は、本 ED の提案のようにすべての収益及び費用を純損益に含める推定を設けるのではなく、企業の財務業績の報告の観点から目的適合的な測定基礎を使って純損益を算出すべきである旨を「概念フレームワーク」に記載すべきと考える。

測定基礎の区分に関する記述との非整合性

139. 本 ED の 7.23 項 (b) では、現在価額で測定される資産及び負債に関連する収益又は費用の構成部分のうち、区分して識別されていて、関連する資産及び負債を歴史的な原価で測定したならば生じるであろう種類のものについては、すべての収益及び費用を純損益に含めるという推定を反証できないと提案されている。
- 我々は必ずしもこの提案について必ずしも反対するところではないが、この記載は、資産又は負債の測定において期末に一部の仮定を更新する測定を現在価値測定基礎に区分するもののように見受けられる。この点は、少なくとも本 ED の 6.9 項において償却原価が歴史的な原価に区分されるべきとされていることと矛盾していると考えられる。
140. 質問 8 へのコメントにおいて、我々は、(1)測定におけるインプットを更新するかどうか、(2)資産又は負債を測定する際に市場参加者の仮定又は企業固有の仮定のいずれによるかによって、測定基礎を区分することを提案している。仮に測定におけるインプットの更新に基づいて区分した場合、(1)完全に更新されたインプットに基づく測定値、(2)部分的に更新されたインプットに基づく測定値及び(3)当初から固定されたインプットに基づく測定値という 3つの区分があると考えている。この 3区分のうち、我々は、7.23 項 (b) で扱われている測定基礎は、部分的に更新されたインプットに基づく測定値に該当すると考えている。

質問 14——リサイクリング

「概念フレームワーク」に上述のような反証可能な推定を含めるべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合には、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

リサイクリングに関する反証可能な推定

141. 本 ED の 7.26 項では、OCI が将来のどこかの期間において純損益計算書に振り替えられることになるという推定が提案されているが、本 ED の 7.27 項において当該推定は反証される可能性があるとして提案されている。しかし、我々はすべての OCI 項目をリサイクリングすべきと考えているため、反証可能としている本 ED の 7.27 項における提案に同意しない。なお、ASBJ の意見募集に対して寄せられたフィードバックによると、回答した多くの我が国の市場関係者（財務諸表利用者及び作成者を含む。）が、すべての OCI 項目をリサイクリングすべきと強く考えている。
142. 本レターの第 133 項に記載した理由により、我々は、純損益は、全会計期間の純損益の累計額が全期間のキャッシュ・フローの累計額と一致するように、包括的(all-inclusive)でなければならないと考えている。ここで、全会計期間の純損益の累計額と全会計期間の正味キャッシュ・フローの累計額（所有者としての立場での所有者との取引から生じたキャッシュ・フローを除く。）が等しくなることを確保するためには、将来いつかの時点ですべての OCI 項目をリサイクリングすることが必要と考えられる。
143. また、本 ED の 7.27 項では、振替が行われるという推定は、例えば、振替が純損益計算書における情報の目的適合性を高めることとなる期間を識別するための明確な基礎がない場合に反証できるとされている。我々は、質問 12 へのコメントにおいて提案している純損益の定義及びガイダンスに基づいて、OCI 項目をリサイクルすることにより純損益に認識すべき時期を識別することが常に可能であると考えており、この提案に強く反対する。
144. さらに、本 ED の 7.27 項では、リサイクリングを行う明確な基礎を識別できない場合は、当該収益又は費用を OCI に含めるべきではないことを示唆している可能性があるとしてされている。我々は、OCI を使用すべきかどうかという判断は、OCI が生じた期間に認識される純損益の目的適合性への影響だけに基づいて行われるべきであり、OCI を使用するかどうかの判断は、ある将来の期間にリサイクルする時期に関する判断とは関係ないことから、この記述にも強く反対する。

コメント提出者へのその他の質問

質問 15——「概念フレームワーク」の変更案の影響

BCE. 1 項から BCE. 31 項における分析に同意するか。IASB は本公開草案における提案の他の影響を考慮すべきか。

145. 我々は、「概念フレームワーク」の変更による影響を適切に識別することは困難と理解しているものの、本 ED の BCE. 1 項から BCE. 31 項に記載された分析は、次の理由から、不十分又は不適切であると考えます。

- (1) 認識の目的上、資産又は負債の定義と認識規準は不可分であるものの、これらの項では定義の観点からのみ不整合を説明している。
- (2) 本 ED の 3.11 項は、IASB は企業に財務諸表の作成を要求する権限がないという IASB の見解を示しているように見える一方、IFRS 第 10 号の第 4 項では逆のことを示している（本レターの第 33 項から第 37 項を参照）。これは、本 ED における説明では不整合の一部として認識されていないが、我々は、本 ED の提案と現行基準の要求事項との間の主要な不整合の 1 つであると考えている。
- (3) 主要な不整合と軽微な不整合の間の区別に、重要性の程度が適切に反映されていない。これは、特に、（本 ED の BCE. 14 項に説明されているように）開示の目的を記載することは非常に重要であると考えられ、軽微な不整合の 1 つとして扱われるべきではないためである。

146. さらに、我々は、「信頼性」という用語が「概念フレームワーク」の見直し後も、なお基準に残る場合、「信頼性」という用語に関して誤解が生じるリスクがあると考えている。このため、我々は、IASB が基準において用語に脚注を付し、「信頼性」という用語は、2010 年の概念フレームワークの改訂により置き換えられた「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」において財務諸表の質的特性の 1 つである旨を説明することを提案する。

質問 16——事業活動

事業活動についてアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

147. 我々は、事業活動の性質は、会計基準の開発において重要な役割を果たすと考えており、2015 年 3 月の ASAF 会議に対して、「会計基準の設定における『企業の事業活動の性質』の役割」というペーパーを提出している。

148. 当該ペーパーにおいては、我々は、下記のことを述べた。

(1) 企業の事業活動の性質は会計基準設定のさまざまな側面に重大な影響を与えるため、基準設定プロセス全体を通じて首尾一貫して適用すべき包括的な記述を「概念フレームワーク」において示すべきであると ASBJ は考えている。

(2) 以下の事項を「概念フレームワーク」において明確化すべきである。

① 企業が行う事業活動のうち、会計基準設定の目的上の目的適合性がある活動の性質を識別する方法。これには、次のものが含まれる。

- 企業が行う事業活動の性質を各区分にどのように分類すべきか
- それらを「概念フレームワーク」においてどのように記述すべきか

② 企業の事業活動の性質を会計基準の開発においてどのように考慮すべきか。

149. なお、ASBJ の意見募集に対して寄せられたフィードバックによると、「企業が行っている事業活動の性質」を考慮することの重要性について、回答した市場関係者のほとんどすべて（財務諸表利用者、作成者及び監査人を含む。）が共有している。この内容の詳細については、質問 9 及び質問 13 に対するコメントをご参照いただきたい。

質問 17——長期投資

長期投資についての IASB の結論に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

150. 我々は、長期性の投資に関して示されている懸念は、「概念フレームワーク」において「純損益」に関する堅牢な定義を確立し、適切な測定基礎の選択を堅牢に記述することにより対処できる（すべき）と考える。

151. 具体的には、我々は、適切な測定基礎の選択は、資産又は負債（あるいは資産及び負債のグループ）が価格変動から正味利益を得ることを目的とする企業の事業活動の一部として保有されているか否かに基づいてなされるべきであると考え。したがって、企業が、投資の価格変動以外の方法を通じて収入を得る目的で、長期投資を行っている場合には、当該投資の価格変動は、当該投資の不確実性が不可逆又は不可逆とみなされるようになるまで、純損益に反映すべきではない。詳細については、本レターの質問 9 及び質問 12 に対するコメントをご参照いただきたい。

質問 18——その他のコメント

本公開草案の他の側面について何かコメントがあるか。回答者のコメントが関係する具体的な項又は項グループを示していただきたい（該当があれば）。

前述のとおり、IASB は、第 1 章及び第 2 章のすべての部分についてコメントを求めているわけではなく、負債を持分請求権と区分する方法（第 4 章参照）や第 8 章についてはコメントを求めている。

「概念フレームワーク」の役割

152. カバーレターに記載したとおり、会計基準設定主体の立場として、我々は、「概念フレームワーク」の主たる役割は、首尾一貫した概念に基づく基準を開発する際に IASB を支援することである旨を明確にすることが重要と考えている。これは、主たる役割を明示しない場合、「概念フレームワーク」に何を記述すべきなのかに関する判断が不整合となり、それにより、記述の首尾一貫性が低下するほか、焦点が弱くなるからである。さらに、我々は、健全かつ堅牢な「概念フレームワーク」は、高品質な会計基準の開発に貢献し、それにより企業の財務情報の質の改善に大きく貢献すると見込まれていると考えている。実際、これまで、IASB は、会計基準を開発する際に「概念フレームワーク」を多く参照しており、IASB の審議会メンバー及びスタッフが将来の基準設定の際に改訂後の「概念フレームワーク」を参照として引き続き使用する可能性が非常に高いと考えられる。

持分の測定

153. 我々は、持分は財政状態計算書において示される合計金額（持分合計）は、直接には測定されないという本 ED の 6.78 項の記述に同意する。

154. しかし、我々は、持分のいくつかの個々のクラス又は区分は直接に測定できる場合があると述べている本 ED の 6.80 項に同意しない。これは、持分の構成部分が当初認識後に直接に再測定される場合があることを示唆しているように見えるからである。そもそも持分が残余として定義されていることを踏まえ、我々は、(たとえ可能であったとしても) 持分の構成部分を直接に再測定することは不適切であると考えている。したがって、我々は、実体資本維持を企業の財務報告に採用している場合を除いて、持分の個々のクラス又は区分は当初認識後に直接に再測定されないだろうと述べるように同項を修正することを提案する。

本レターの本文に反映しなかった我が国の市場関係者から寄せられた意見

カバーレターに記載したとおり、我々は、本レターが我が国の関係者による見解をより包括的に反映するようにするため、我が国の関係者からコメントを求めるため ASBJ の意見募集を公表し（コメント期限：2015 年 10 月 26 日）、関係者から寄せられたフィードバックを本レターに反映した。ただし、我々は、寄せられたフィードバックの一部について、本レターの本文に反映していない。これは、例えば、これらの見解が我々の見解と必ずしも整合的でないなどの理由によるものである。以下では、ASBJ の意見募集に対して寄せられたものうち、本レターの本文に反映されていないフィードバックの要約を示している。

第 2 章—有用な財務情報の質的特性

測定の不確実性のレベルと、情報を目的適合的にする他の要因の間のトレード・オフ

1. 測定の不確実性と程度と情報の目的適合性を高める他の要素の間にはトレード・オフの関係がある場合もあるが、そのような関係は、すべての場合において存在するわけではない。したがって、当該関係を明確にするように IASB が関連する記述を書き換えると、より役立つであろう。(財務諸表監査人)
2. 「概念フレームワーク」は、測定の不確実性のレベルが一定のレベルよりも高い場合には、財務情報は目的適合性を失うと考えられる旨を明確化すべきである。(財務諸表作成者)

第 4 章—財務諸表の構成要素

協同組合の持分の分類

3. 協同組合の組合員の持分を表す請求権は、経済的資源を移転する義務を含んでいないことから、本 ED の 4.30 項で説明している持分請求権と考えるべきである。IASB は、リサーチ・プロジェクト「資本の特徴を有する金融商品」において、負債と資本を区別する方法を検討する際に、協同組合の事業活動の特徴を十分に考慮に入れるべきである。(財務諸表作成者)

第 5 章—認識及び認識の中止

認識規準におけるコスト・便益の考慮

4. 認識規準の一部として明示的にコスト・便益の考慮を記述すべきかに関して、以下のとおり、回答者の間で対照的な見解がみられた。

(1) 認識規準におけるコスト・便益の考慮に言及する本 ED の 5.9 項(c)を再検討すべきである。作成者と利用者では「便益」という用語に対する認識が大きく異なることを考えると、こうしたコスト・便益の考慮により、適切な情報が提供されないかもしれないからである。このため、本 ED の 5.9 項(c)とこれに関連する 5.24 項、同じ主旨の 4.62 項(c)は、概念フレームワークから全文削除すべきである。(財務諸表利用者)

(2) 5.9 項(c)のように、資産・負債の認識規準として、コスト・便益の比較考量を含めることは適切である。(財務諸表作成者)

認識規準における「信頼性のある測定」の概念の維持

5. 財務報告の忠実な表現を達成するためには、現行の概念フレームワークにおける「測定の信頼性」を確保することが不可欠であり、IASB は認識規準において「測定の信頼性」の概念を維持すべきである。(財務諸表作成者)

第 6 章－測定

「使用価値」と「履行価値」

6. 負債の測定は、別個のプロジェクトの一部として、より十分に検討すべきと考えており、本 ED の 6.24 項及び 6.36 項を削除すべきである。また、本 ED の 6.25 項及び 6.30 項も削除すべきである。これは、これらの記述が「概念フレームワーク」の第 1 章に示されている記述と矛盾するように思われるからである。(財務諸表利用者)

表 1-さまざまな測定基礎が提供する情報

7. 本 ED では、表 1-「さまざまな測定基礎が提供する情報」を設けて、各々の測定値（すなわち、歴史的原価、公正価値、及び、使用価値）がどのような情報を提供するかについて説明している。同表は有用であるものの、「概念フレームワーク」の本文の一部とするのではなく、添付として位置付けることがより適切であろう。(財務諸表監査人)

「その他のコメント」

8. 「概念フレームワーク」の役割は、IASB が首尾一貫した概念に基づいた基準を開発するのを支援するという目的に限定すべきでない。これは、「概念フレームワーク」は、特定

の取引又は事象に当てはまる基準がない場合に、作成者が監査人と議論して適切な会計方針を決定するうえで有用と考えられるためである。(財務諸表作成者)